

『感染症の園内侵入防止の為に』

- ①通常の保育士の視診（健康状態を視る事）で、発熱・咽頭痛・咳・鼻水嘔吐・吐き気・食欲不振・軟便・下痢・腹痛・だるさ・息苦しさ・頭痛・悪寒・嗅覚異常・味覚異常、結膜炎・目ヤニ等の症状（以下、症状と略）が無い場合に保育をします。
- ②通院時は、薬を使用せずに、「1日症状が無い場合」に受診報告書に記載して頂き保育をしています。
- ③感染性の病気は薬を使用して登園すると症状が無いと職員が思い重体化や他児への感染を防げませんので、投薬しての登園は出来ません。  
例外：感染しない（生活管理表の病気）病気は投薬して登園が出来ます。
- ④症状の内、鼻水は出ていると受入れられませんので、除去をして視診を受けて下さい。  
保護者への連絡がとれない等、すぐに医師への問合せも必要な時もありますので、園から医師への問合せは承諾して下さい。承諾されない場合は適正な処置が難しくなる事があります。

日野わかば保育園 園長 殿

受診報告書<保護者記入> (令和3年度改定版)

組、園児名 \_\_\_\_\_ 保護者名 \_\_\_\_\_  
受診日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日、登園日 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名： \_\_\_\_\_ 医師名： \_\_\_\_\_

病名：無、有 \_\_\_\_\_

受診時医師に伝えた症状： \_\_\_\_\_

薬名と薬効と処方日数：お薬の説明書又は写しを裏面に添付 \_\_\_\_\_

医師からの説明：感染性：無、有；その他の説明：無、有 \_\_\_\_\_

園から医師に問合せ：可、不可（いずれか○で囲んで下さい） \_\_\_\_\_

治療経過：（記入例：4/1発熱・咳、・・・4/5平熱・咳なし、投薬せず、4/6正常） \_\_\_\_\_

処方薬の説明書のコピーと「登園許可書・治癒報告書・予防すべき感染症第13種と結核は診断書」の病気の場合はその書類も添付して下さい。

説明：令和3年度4月から、喘息・アレルギー等の病気は厚労省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン：2019年版」に準じた「生活管理指導表」に医師が記入したもので当園は対応します。

参考：園児・同居者・送迎者が新型コロナ感染症の陽性者と接触した時と発熱などの症状がある場合は、登園せずに、「東京都医療機関サービス「ひまわり」03-5272-8080」「東京都発熱センター03-5320-4592」「かかりつけ医」に電話で連絡をしてその指示に従って下さい。尚、当園の登園基準は、本人の負担と他児への感染防止から、発熱・咽頭痛・咳・鼻水、嘔吐・吐き気・食欲不振・軟便・下痢・腹痛・だるさ・息苦しさ・頭痛・悪寒・嗅覚異常・味覚異・結膜炎・目ヤニ等が無い時に保育可能としております。